

交通事故見舞金制度

(一財) 香川県交通安全協会

高松市郷東町 142-1

～会員が交通事故の被害にあったときに見舞金を支給する制度です～

見舞金とは

適用

- (1) 当協会の普通会員
- (2) 香川県内での交通事故で、交通事故証明書が発行されたもの
- (3) シートベルトを着装し自動車を運転(同乗)、ヘルメットを着装して自動二輪車を運転(同乗、原動機付自転車は運転中のみ)中の交通事故。
- (4) TSマークを貼付した自転車に乗用中の交通事故
- (5) 歩行者(ただし、夜間(薄暮時を含む。))は、反射材を適切に着用して歩行中に限る。)

- (1) 死亡弔慰金 **5万円** 交通事故の発生日から30日以内に、事故に起因して死亡した場合
- (2) 入院見舞金 **3万円** 交通事故によって、発生日から3か月以上の継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合。

見舞金等の請求手続き

- (1) 請求期間 申請事案が発生したときから2か月以内
- (2) 見舞金等の申請手続き
 - ア 死亡弔慰金・入院見舞金交付申請書
(ホームページからダウンロード可能)
 - イ 人身交通事故証明書(複写可)
 - ウ 死亡弔慰金は死亡診断書、入院見舞金は診断書又は同等の証明力を有する書類(複写可)
 - エ 会員証、運転免許証等、見舞金等の交付対象者であることを証明する書類(複写可)
- (3) 申請者
死亡弔慰金は、死亡した普通会員の遺族、入院見舞金は普通会員本人が、住所地の地区交通安全協会に対して、上記の書類を提出して申請手続きを行います。
※ ただし、請求権者が引き続き入院中であって、本人による申請が困難な場合は法定相続人等による代理申請も認めます。

対象とならない交通事故

- (1) バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客である場合
- (2) 故意又は重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの
- (3) 無免許運転、飲酒運転、過労運転又は覚せい剤等薬物が影響する運転によるもの
- (4) 交通事故に際し、重大な違反がある場合
- (5) 自動車等の競技、競争、興行、訓練又は試運転中によるもの
- (6) 地震、津波等自然災害が起因するもの
- (7) 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
- (8) 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のない傷害である場合

【問合せ先】

① 一般財団法人香川県交通安全協会 事務局 業務課

所在地 〒761-8031 香川県高松市郷東町142番地1 電話 (087)832-9355(代表)

FAX (087)832-9377

② 香川県内各地区交通安全協会 事務局(県内各警察署及び長尾、土庄、多度津、善通寺交番内)

交通安全協会は善意の会費によって幅広い交通安全活動を実施しています

香川県交通安全協会ホームページでも詳しく掲載しています。

皆さんの善意の会費で交通安全